

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	豊平・南清掃事務所清掃業務
発注課	環境事業部 業務課
選定事業者	株式会社真和サービス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>豊平・南清掃事務所は旧駒岡清掃工場管理棟内に所在しており、同管理棟のインフラ切替工事の関係から、清掃業務の現契約期間を令和8年3月31日までとしている。</p> <p>清掃業務については、その性質上、契約の履行品質確保や労働者の雇用安定化の観点から、長期継続契約による複数年契約を導入しているところである。また、履行開始月については、4月開始の複数年契約とすると賃金スライド条項の対象外となることや年度末に契約事務が集中することから、全市的に10月開始を原則として整理しているところである。</p> <p>このことを踏まえ、次期複数年契約を開始するまでの6か月間の清掃業務が必要となるが、仮に、契約の相手方が現在の受託者から変更となった場合、安定的な役務の提供に支障をきたすおそれがあり、また、労働者や清掃用具等に掛かる初期投資を6か月という短い期間で回収せざるを得なく、契約金額も割高となることから、本市にとって不利となるおそれがある。</p> <p>現契約相手方と契約した場合、役務内容に習熟しており、かつ、初期投資に係る経費が必要ないことから、安定的な役務の提供が受けられるとともに、現契約額と同程度の契約が期待される。</p> <p>以上より、競争入札に付することが不利と認められるため、上記選定業者に特定する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決定日	2026年3月10日